

令和 8 年 6 月 1 8 日

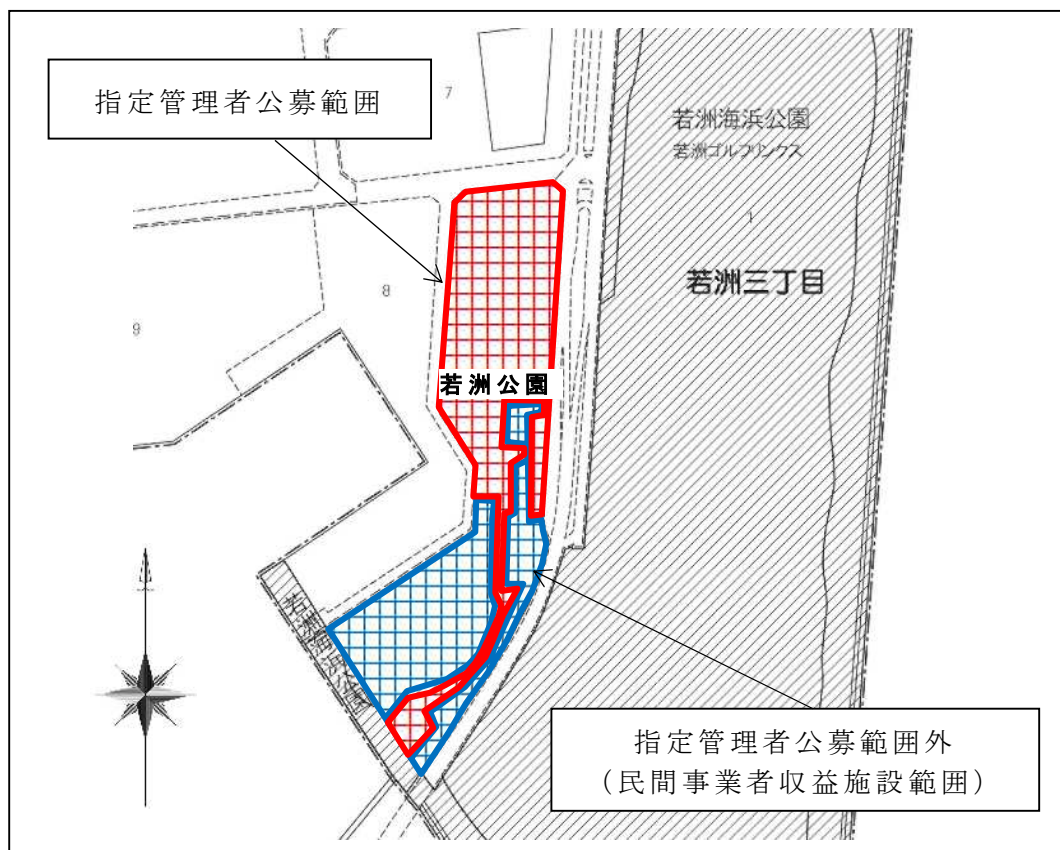
土木部施設保全課

江東区立若洲公園の指定管理者の選定手続きについて

江東区立若洲公園について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区立都市公園条例」に基づき、令和 6 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区立若洲公園	江東区若洲三丁目 2 番 1 号



施設案内図

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
東京港埠頭株式会社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 選定方法

公募による。選定手続については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき実施する。

4 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和 8 年 6 月末	申請書の受付
令和 8 年 7 月	第 1、2 次審査
令和 8 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者（候補者）の決定
令和 8 年 1 0 月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和 9 年 3 月	協定書の締結
令和 9 年 4 月	指定管理者による運営開始